

- 2 前項の規定により特許料を納付した者は、納付すべき者が現に利益を受けれる限度においてその費用の償還を請求することができる。
- (特許料を納付すべき者以外の者による特許料の納付)
- 第一一〇条** 利害関係人その他他の特許料を納付すべき者は、納付すべき者の意に反しても、特許料を納付することができる。

〈第三十六条で準用する特許法第二百十一条〉

- 2| 前項の規定により登録料を納付した利害関係人は、納付すべき者の意に反しても、登録料を納付することができる。
- (利害関係人による登録料の納付)
- 第四十三条の二** 利害関係人は、納付すべき者の意に反しても、登録料を納付することができる。
- 2| 前項の規定により登録料を納付した利害関係人は、納付すべき者が現に利益を受ける限度においてその費用の償還を請求することができる。
- (利害関係人による登録料の納付)
- 第四一条の五** 利害関係人は、納付すべき者の意に反しても、登録料(更新登録の申請と同時に納付すべき登録料を除く)を納付することができる。
- 回復した商標権の効力は、第四十一条の二第五項の規定により後期分割登録料を追納することができる期間の経過後前条第一項の規定により商標権が存続していたもののみなされた旨の登録がされる前における次に掲げる行為には、及ぼない。
- 一 当該指定商品又は指定役務についての当該登録商標の使用
- 二 第三十七条各号に掲げる行為
- 三 前項の規定は、前条第三項において準用する同条第二項の規定により回復した商標権の効力について準用する。